

氏名等届出書を滅紛失または汚染き損したときは、次により速やかにその再製手続をする。

* 元金の支払、各種の請求・届出の受付は、氏名等届出書の再製手続がすべて終わった後でなければ取扱うことはできない。ただし、証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、これらの手続を氏名等届出書の再製手続と同時に進めてよい。

* 氏名等届出書用紙は、統括店に請求する。

事務手順	取扱要領
①記名者への連絡	<p>○ 記名者に対し、氏名等届出書の再製を行うため証券・本人確認書類を持参するよう、電話などにより連絡する。</p> <p>⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* 各種の請求・届出により証券の提出を受けているとき、または証券・利賦札滅紛失の届出のときは、本人確認書類だけを持参させることとなる。</p>
②氏名等届出書の作成など	<p>○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により氏名等届出書用紙に支払場所・記名者の住所・氏名・証券の要項を記載する。</p> <p>* 氏名等届出書用紙の裁定通知書の記号及び番号欄への記載は要しない。</p> <p>* 氏名等届出書用紙の支払場所欄に（ 都道府県）が印刷されていても、支払場所の所在する都道府県名を（ 都道府県）に記載する必要はない。</p> <p>* 証券・利賦札滅紛失の届出に際し氏名等届出書を再製するときは、記名者からの申出を受けて記載することとなる。</p> <p>○ 提出・呈示された証券・本人確認書類により正当に権利を行使することができる者であることを確かめる。</p> <p>○ 証券についている賦札の状態により、氏名等届出書の支払表示欄のうち、支払済に該当する支払期欄に交差する斜線を引く。</p> <p>● 証券・利賦札滅紛失の届出のときは、記名者からの申出により表示する。</p> <p>○ 氏名等届出書の上部余白に「○年○月○日再製○○銀行○○支店」と表示し、本人確認書類の記録事項を記載する。</p> <p>⇒ 419の2参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* 記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあっては、同意権が付与</p>

されている場合に限る。)には、記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

③業務局への確認依頼

- 証券・本人確認書類を記名者へ返す。
- 氏名等届出書を滅紛失または汚染き損した事由を記載した印鑑票等再製確認依頼書を作成し、再製した氏名等届出書と一緒に業務局国債証券業務グループへ送付する。

印鑑票等再製確認依頼書・氏名等届出書 記載例参照

- * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求のときは、請求書・届書と一緒に送付する。
- * 汚染き損した氏名等届出書を再製した場合には、再製した氏名等届出書とともに、汚染き損した氏名等届出書も送付する。
⇒ 415①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

④業務局からの確認済氏名等届出書の受入

- 業務局から再製確認済の氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめる。
 - 自店あてのものであるか
 - 記名国債証券印鑑票等送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか
 - 氏名等届出書に再製確認済の表示があるか
 - * 証券・利賦札滅紛失の届出または汚染き損証券引換の請求と同時のときは、代証券・滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書と一緒に再製確認済の氏名等届出書が送付される。
 - * 汚染き損した氏名等届出書を再製した場合には、再製確認済の氏名等届出書に汚染き損した氏名等届出書の写が添付され、送付される。
- 記名国債証券印鑑票等受領書に受領日付を表示したうえで、これを速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
⇒ 415②参照・印鑑票・氏名等届出書の受入

印鑑票等再製確認依頼書・氏名
等届出書の記載例

業務局において表示する。

再製日付、店名を表示する。

店名を表示する。

証券の交付年月日等	再製確認済令和 4年 4月 20日業務局	4年 4月 18日再製〇〇銀行〇〇支店	裁定通知書の記号及び番号
第二十九回特別給付金国庫債券氏名等届出書			
償還金支払場所 ※ (都道府県) ※	記名者住所 ※	記名者氏名 ※	

4年 4月 18日

日本銀行業務局
国債証券業務グループ 御中

(店名) 〇〇銀行〇〇支店

記名国債証券印鑑票等再製確認依頼書

下記の事由により記名国債証券印鑑票または氏名等届出書を再製しましたので確認を依頼します。

事由 4.4.4 本店が支払場所変更請求書を受領し、当日〇〇郵便局へ記名国債証券印鑑票等取戻通知書を送付した。その後一週間を過ぎても氏名等届出書が送付されないため、同局へ照会したところ、同局では 4.4.8 送付済との回答を得たが、本店では受領した事実がなく、再度双方で調査した結果、郵送中に紛失したものと推定される。